

新型コロナウイルス蔓延予防のための県有施設の休館について

新型コロナウイルス蔓延予防のため、県の集客施設（一部）について4月14日から5月6日まで利用制限（休館、休園）します。

○ 休館・休園する施設

ザ・ヒロサワ・シティ会館、偕楽園等の都市公園の一部、茨城県フラワーパーク、
竜神大吊橋、つくば国際会議場、児童センターこどもの城、袋田の滝観瀑台 等

※ 既に休館等としている施設を含む。

※ 利用制限対象は、原則として「3密」の環境が含まれる屋内施設等とし、屋外の緑地等のみの施設は対象外。

※ 鶺鴒の岬等の宿泊施設等については、新規の予約受付（宿泊・宴会等）を停止し、可能な限り早期に営業規模を縮小・休業